

IV 海の家営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業期間 海水浴場開設期間と同じ

(2) 営業時間

①原則

閉店時間 20 時 00 分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18 時 30 分までとする。(イエローカードが 11 ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店 60 分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

②試行実施

ア 閉店時間 21 時 00 分 (20 時 00 分以降は海を家の BGM を流さない)

イ 試行期間 令和 6 年 8 月 1 日 (木) から 8 月 18 日 (日) まで

ウ 目的

- ・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親んでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。

エ マナーアップ警備

- ・試行期間中、組合は 21 時 00 分から 22 時 00 分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により 21 時 00 分まで営業しない場合は除く。

オ 試行の中止

- ・試行期間中の 20 時 00 分から 21 時 00 分までの間、V. 3 の違反行為に対する処分 (11～12 ページ) が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。
- ・試行期間中に閉店時間を 21 時 00 分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

(3) クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

(4) ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

(5) イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。
ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施回数は、検証に必要な最少限の回数とする。また、1日に実施するイベント回数は、1回までとする。

ア 目的

- ・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのはどのようなイベントかを検証するため。

イ 条件

- ・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。
- ・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。
- ・実施時間は9時00分から19時00分までの間とすること。
- ・音楽イベントを予定している海の家は、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」に基づく神奈川県の手続きを行うこと。
- ・開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。
- ・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

ウ イベントの中止

- ・イベント実施時にV.3の違反行為に対する処分(11～12ページ)が行われた場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

(6) 騒音対策

- ①海の家の中に出力をしばった重低音を発生させないスピーカーを設置して、BGMを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
- ②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- ③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。